

人材紹介契約書

〇〇〇（以下「甲」という）と、郵船コーディアルサービス株式会社（以下「乙」という）とは、甲の社員雇用に関する乙の人材紹介に関し、下記の通り契約書を締結する。

第1条（人材紹介と採用）

乙は甲の人材紹介依頼に基づき、〇〇〇（以下「求職者」という）を紹介し、甲は求職者を正社員として採用することを決定し、求職者は同採用を受諾した。

第2条（労働条件）

甲と求職者は上記雇用の賃金、労働時間その他の労働条件について両者間で協議し、合意した。

第3条（就業）

求職者の就業開始は 年 月 日とする。

第4条（紹介手数料）

甲は乙に上記人材紹介の手数料として、求職者の想定年収の %相当額 + 消費税を支払うものとする。

第5条（紹介手数料の支払い）

- 1) 支払日は求職者が甲に入社した月の翌月末支払とする。
- 2) 乙は甲に対して紹介手数料に関する請求書を発行するとともに、甲は乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第6条（紹介手数料の返還）

求職者が甲に入社後、本人の責に帰すべき事由または自己都合により退職した場合、乙は甲に次のとおり紹介手数料を求職者の退職より25日以内に返還するものとする。

ただし、求職者の退職理由が、甲の都合または本人の病気、死亡等不測の事態による場合、紹介手数料の返還は適用しないものとする。

- ① 1ヵ月未満で退職した場合 …… 紹介手数料の75%＋消費税
- ② 1ヵ月以上2ヵ月未満で退職した場合 …… 紹介手数料の50%＋消費税
- ③ 2ヵ月以上3ヵ月未満で退職した場合 …… 紹介手数料の25%＋消費税

本契約の証として、本契約書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

東京都千代田区神田錦町 1-6

住友商事錦町ビル 10 階

郵船コーディアルサービス株式会社

代表取締役社長